

本庁舎のみ4月中に限り、  
土・日・祝日も窓口受付を行  
います。  
受付時間は、午前8時30分  
から午後5時30分です。

# 「定額給付金」「子育て応援 申請書」を提出してくだ

## 申請から給付までの流れ

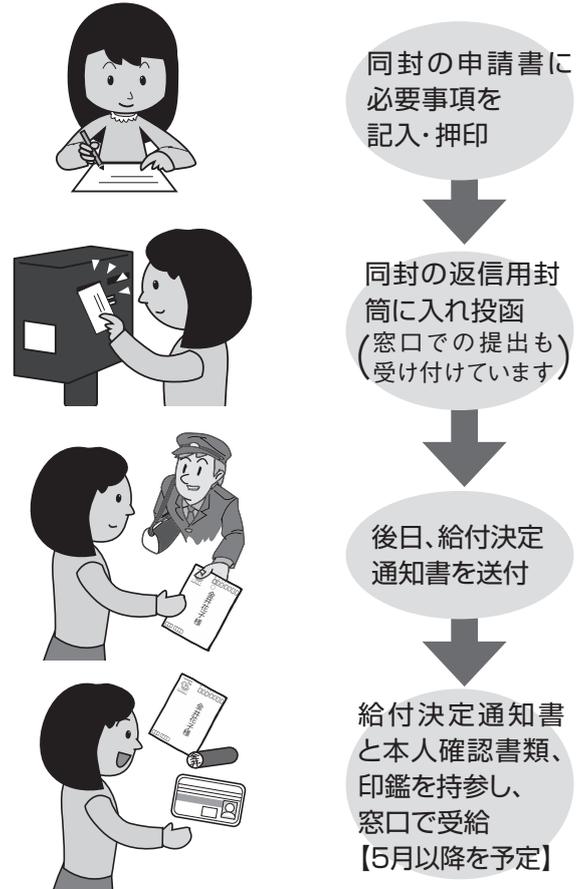
### パターン①

#### 口座振込の場合



### パターン② (金融機関に口座がない方など)

#### 窓口給付の場合



#### 申請・受給者

申請・受給者は、当該世帯の世帯主です。

#### 手当の額

支給対象児童1人につき  
3万6000円

#### 申請書の提出方法

郵送での提出が原則です。必要事項  
を記入の上、返信用封筒で投函してくだ  
さい。

ただし、3歳から18歳までのお子さんが  
別居している場合は、それぞれのお子  
さんを扶養している方の状況がわかるも  
の(保険証または扶養控除申告書などの  
写し)を添付してください。また、市から  
の入金や引落しに利用されている口座以  
外に振り込みの場合は、預金通帳の写し  
を併せて添付してください。

案内文書が届いていない方の中で、  
別居しているお子さんがいる世帯では  
支給対象となる場合があります。

#### お問い合わせ

市役所社会福祉課(子  
育て支援係) ☎63・5113 (内線  
297)

または各支所(行政サービスセン  
ター)窓口

※手当の申請期限や支給方法・支給開始  
時期等は定額給付金と同様です。